

議第2号

安定的な皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和8年7月3日

提	出	者	嘉	見	博	之	岡	本	富	治
			重	清	佳	之	岡	田	理	絵
			元	木	章	生	須	見	一	仁
			山	西	国	朗	福	山	博	史
			原		徹	臣	井	村	保	裕
			沢	本	勝	彦	川	真	琢	巳
			大	塚	明	廣	木	下	賢	功
			古	野		司	平	山	尚	道
			眞	貝	浩	司	立	川	了	大
			井	下	泰	憲	寺	井	正	邇
			井	川	龍	二	浪	越	憲	一
			近	藤		諭	岸	本	淳	志
			岡		佑	樹	坂	口	誠	治
			岡	田		晋	曾	根	大	志

徳島県議会議長 井川龍二 殿

安定的な皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差している。皇位が連綿として継承されてきたことは、わが国の国体の根幹であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

国会においては、安定的な皇位継承の確保に向け、その在り方について様々な意見が示され、各党・各会派において慎重な検討と議論が重ねられてきたが、去る6月10日に開催された衆参両院の各党派を集めた全体会議において、「女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する案」と「旧11宮家の男系男子を養子に迎える案」を了とする「立法府の総意」がとりまとめられた。その後、両院正副議長から、その総意を踏まえた速やかな法制化を求める要請が政府に対してなされ、政府においては、これらを踏まえた皇室典範などの改正案を閣議決定したところである。

よって、当議会は、国会および政府に対し、皇族数の減少という現実に真摯に向き合い、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員